

## 香川県条例第39号

### 香川県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

香川県スポーツ振興審議会条例（昭和37年香川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>香川県スポーツ推進審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づく審議会</u>その他の合議制の機関として、<u>香川県スポーツ推進審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員及び臨時委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>	<p><u>香川県スポーツ振興審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第1項の規定に基づく審議会</u>その他の合議制の機関として、<u>香川県スポーツ振興審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、臨時委員10人以内を置くことができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。</p>

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に香川県スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第2条第3項の規定により、香川県スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、同日における香川県スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に香川県スポーツ振興審議会の会長又は副会長である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定により、それぞれ香川県

スポーツ推進審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

4 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(報酬) 第2条 略</p>	<p>(報酬) 第2条 委員等が招集に応じて会議に出席し又は職務のため旅行したときは、別表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、県の職員が委員等を兼ねる場合には支給しない。</p>																								
<p>(費用弁償) 第3条 略</p>	<p>(費用弁償) 第3条 委員等が招集に応じ又は職務のため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる額の旅費を支給する。ただし、公務員であって委員等を兼ねる者の旅費については、その者が公務員として受ける額に相当する額とする。</p>																								
<p>別表（第2条、第3条関係） 1 略 2 教育委員会の附属機関</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>報酬</th><th>費用弁償</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>香川県スポーツ推進審議会</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	報酬	費用弁償	略			香川県スポーツ推進審議会	略		略			<p>別表（第2条、第3条関係） 1 略 2 教育委員会の附属機関</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>報酬</th><th>費用弁償</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>香川県スポーツ振興審議会</td><td>委 員 日額 9,000円 臨時委員 日額 9,000円</td><td>委 員 6級 臨時委員 6級</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	報酬	費用弁償	略			香川県スポーツ振興審議会	委 員 日額 9,000円 臨時委員 日額 9,000円	委 員 6級 臨時委員 6級	略		
名称	報酬	費用弁償																							
略																									
香川県スポーツ推進審議会	略																								
略																									
名称	報酬	費用弁償																							
略																									
香川県スポーツ振興審議会	委 員 日額 9,000円 臨時委員 日額 9,000円	委 員 6級 臨時委員 6級																							
略																									